

公 告

下記のとおり賃借権の設定等をしたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定による利害関係人の意見聴取のため、縦覧に供します。

当該土地に係る利害関係人は、当該賃借権の設定等について、縦覧期間満了の日までに理事長あてに意見を提出することができます。

令和8年10月20日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

(岡山県農地中間管理機構)

理事長 森下 慎

記

- (1)縦覧期間 令和8年10月20日(火)から令和8年10月26日(月)まで
(機構ホームページ掲載)
- (2)提出方法 持参又は郵便等
(縦覧期間満了の日までに必着のこと。書留郵便、配達記録便その他これに準じる方法によるものに限る。)
- (3)提出期間 縦覧の期間中(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4)提出先 〒703-8278 岡山市中区古京町一丁目7番36号
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
農地中間管理機構業務推進本部

※ 利害関係人とは、機構が賃借権の設定等を行う農用地等のある地区(大字、集落)において、借受け等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者(集落の代表者等)のことをいいます。

整理番号	賃借権の設定等を行う農用地等				貸借期間(年)	備 考
	市町村	大字	字	地番		
1	赤磐市	町苅田	仲仙道	178	3	
2	赤磐市	町苅田	笥ヶ内	952	3	
3	赤磐市	山口	古宮	437	3	
4	赤磐市	小瀬木		134-1	3	
5	赤磐市	小瀬木		136-1	3	
6	赤磐市	沢原		168-3	5	
7	赤磐市	稗田		823-5	10	
8	赤磐市	吉原		549-2	10	
9	赤磐市	吉原		564-1	10	
10	赤磐市	周匝	上竹ノ鼻	386-1	3	
11	赤磐市	仁堀東		1144-1	10	
12	赤磐市	仁堀東		1144-2(一部①)	10	
13	赤磐市	仁堀東		1145-1	10	
14	赤磐市	仁堀東		1148-1	10	
15	津山市	志戸部		336-1	5	
16	津山市	東一宮		1032-1	3	
17	美作市	中町		81-1	10	
18	美作市	中町		81-3	10	
19	美作市	檜原上		1027	6	
20	美作市	檜原上		1171-1	6	
21	美作市	粟井中		1685-1	6	
22	美作市	粟井中		1710-1	6	
23	美咲町	原田		3295-1	3	

整理 番号	賃借権の設定等を行う農用地等				貸借 期間 (年)	備 考
	市町村	大字	字	地番		
24	美咲町	原田		3296	3	
25	美咲町	原田		3298	3	
26	美咲町	原田		3299-1	3	

整理 番号	賃借権の設定等を行う農用地等				備 考
	市町村	大字	字	地番	
1	瀬戸内市	長船町牛文	字岸本	985	農地中間管理事業の特例事業による売買
2	瀬戸内市	長船町牛文	字堀田	770-1	農地中間管理事業の特例事業による売買
3	瀬戸内市	長船町牛文	字堀田	768-1	農地中間管理事業の特例事業による売買
4	真庭市	蒜山下長田	字舎下	1062	農地中間管理事業の特例事業による売買
5	美作市	海田	字向	1527-1	農地中間管理事業の特例事業による売買
6	美作市	海田	字神田	1533-3	農地中間管理事業の特例事業による売買
7	美作市	海田	字神田	1536-1	農地中間管理事業の特例事業による売買
8	美作市	海田	字家向	1552-1	農地中間管理事業の特例事業による売買
9	美作市	海田	字赤途	3874	農地中間管理事業の特例事業による売買